

私道を市に寄付するとき

私道を寄付する場合は、公道から公道を結ぶ一般の用に供されている道路で、幅員4m以上、縦断勾配9%以下であること。あるいは、市道拡幅敷地であること。道路現況については、舗装整備がなされた道路であること。また、地上占有物(電柱等)・地下埋設物については、原則的に、移設及び撤去を行っていただきます。

尚、所有権以外の権利のない物件のみ、寄付行為の対象になります。

1. 寄付調査申込書を提出していただきます。
添付書類 位置図(案内図)・公図写・登記事項証明書・現地写真
2. 寄付調査申込書に基づき、寄付物件について現地調査をします。
調査内容 認定基準に適しているか・権利はどうなっているか・地上占有物・地下埋設物・その他
3. 寄付物件に適している場合は、寄附申請書を提出していただきます。
添付書類 位置図(案内図)・公図写
登記事項証明書・登記原因証明情報兼登記承諾書
印鑑証明書・資格証明書(法人の場合)
道路隣接土地所有者調書・隣接境界確認書・道路境界確認書
道路境界確定図・求積図
※その他の書類もいただく場合があります

寄付申請に際して整える事項

- 1) 道路敷地には、境界標を埋設し近隣地との境界確認書をとっていただきます。
- 2) 分筆作業を行ってください。
- 3) 道路境界が確定したら道路境界確定図を作成してください。
- 4) 抵当権等を設定してあるものについては、所有者において登記の抹消をしてください。
- 5) 道路敷地の排水施設についても寄付してください。
(排水管は、250mm以上必要です。下水道河川管理課に寄付申請をしてください。
道路施設に付随する排水施設(側溝等)については道路部分と同時に道路管理課へ寄付いただきます。)